

身体・知的・精神障害者割引の適用方法について

平素より甌島航路をご利用いただき、誠にありがとうございます。
ございます。

さて、来る5月10日より窓口にてご記入いただきました「身体障害者・知的障害者・精神障害者乗船割引申込書」を廃止し、各種障害者手帳か、スマートフォンアプリ「ミライロID」の手帳画面のご提示で、ご本人確認と割引種別の確認をさせていただきます。

つきましては、乗船券購入の際には、乗船名簿をご記入の上、各種障害者手帳か、スマートフォンアプリ「ミライロID」のいずれかをご用意いただきますようお願い申し上げます。

また、甌島住民の方につきましては、離島住民割引申込書をご記入の上、各種障害者手帳か、スマートフォンアプリ「ミライロID」及び甌島住民登録（現住所）が確認できる証明書をご用意いただきますようお願い申し上げます。

2021年5月

甌島商船株式会社